

■対象講座
社会保険労務士 横断・縦断 超整理コース

■改訂・追補理由
社労士試験の内容が関連する法制度の改正などに伴い、『社労士V 2026年受験 横断・縦断 超整理本』（日本法令・刊）の改訂正が公表されています。
これを受け、横断・縦断 超整理コースの講座内容を以下のとおり改訂、および訂正情報掲載を実施させていただきます。

■レクチャー動画・チェックテストへの影響範囲
対象レクチャー動画および関連するチェックテストについては、以下のとおり改訂／訂正情報の掲載で代えさせていただきます。動画音声については、音声のみの対象の箇所を掲載させていただきます。対象章には本対応の旨、注記を追加しています。

Shikaku Pass試験名	Shikaku Pass科目名	Shikaku Pass章名	対象レクチャー動画／チェックテスト	訂正前の内容	訂正後の内容
共通項目	横断 Part 1	任意加入被保険者	任意加入被保険者一覧	○国年法の特例による任意加入被保険者の詳細 ・その他の要件：昭和40年	○国年法の特例による任意加入被保険者の詳細 ・その他の要件：昭和50年
共通項目	横断 Part 2	スライド制	スライド制	○令和6年度の改定率の改定① ・調整率：▲0.4% (0.996) ○令和6年度の改定率の改定③ ・新規裁定者：昭和32年4月2日以後生まれの者 ・既裁定者：昭和32年4月1日以前生まれの者 ・①名目手取り賃金変動率：1.031、②調整率：0.996、前年度の基準年度以後特別調整率0.000、計算式の結果／改定の基準：1.027 (2.2%) ○工、令和6年度の改定率の改定④ ・令和5年度の改定率：（前年度の新規裁定者）1.018、（前年度の既裁定者）1.015 ・令和6年度の改定の基準：1.027 ・計算式：令和5年度の改定率×令和6年度の改定率 ・改訂後の改定率：（前年度の新規裁定者）1.045、（前年度の既裁定者）1.042	○令和8年度の改定率の改定① ・調整率：▲0.2% (0.998) ○令和8年度の改定率の改定③ ・新規裁定者：昭和34年4月2日以後生まれの者 ・既裁定者：昭和34年4月1日以前生まれの者 ・①名目手取り賃金変動率：1.021、②調整率：0.998、前年度の基準年度以後特別調整率1.000、計算式の結果／改定の基準：1.019 (1.9%) ○工、令和8年度の改定率の改定④ ・令和7年度の改定率：（前年度の新規裁定者）1.065、（前年度の既裁定者）1.062 ・令和7年度の改定の基準：1.019 ・計算式：令和6年度の改定率×令和7年度の改定率 ・改訂後の改定率：（前年度の新規裁定者）1.085、（前年度の既裁定者）1.082
共通項目	横断 Part 5	保険料①	①保険料率	○保険料率～徴収法 ・雇用保険率：令和6年度 一般 15.5、農林水産・清酒製造 17.5、建設 18.5 ○雇用保険率の負担割合 ・一般： 事業主 6/1,000 被保険者 6/1,000 二事業 3.5/1,000 ・農林水産業・清酒製造： 事業主 7/1,000 被保険者 7/1,000 二事業 3.5/1,000 ・建設： 事業主 7/1,000 被保険者 7/1,000 二事業 4.5/1,000	○保険料率～徴収法 ・雇用保険率：令和8年度 一般 13.5、農林水産・清酒製造 15.5、建設 16.5 ○雇用保険率の負担割合 ・一般： 失業等給付費等充当徴収保険率 6/1,000 育児休業給付費充当徴収保険率 4/1,000 二事業費充当徴収保険率 3.5/1,000 事業主負担計 8.5/1,000 被保険者負担計 5/1,000 ・農林水産業・清酒製造： 失業等給付費等充当徴収保険率 8/1,000 育児休業給付費充当徴収保険率 4/1,000 二事業費充当徴収保険率 3.5/1,000 事業主負担計 9.5/1,000 被保険者負担計 6/1,000 ・建設： 失業等給付費等充当徴収保険率 8/1,000 育児休業給付費充当徴収保険率 4/1,000 二事業費充当徴収保険率 4.5/1,000 事業主負担計 10.5/1,000 被保険者負担計 6/1,000
共通項目	横断 Part 5	保険料②	②社会保険における保険料関連事項の整理	○保険料の徴収と被保険者期間 ・健康保険法：～、一般保険料額と介護保険料額との～、～については、一般保険料額	○保険料の徴収と被保険者期間 ・健康保険法：～、一般保険料等額と介護保険料額との～、～については、一般保険料等額
共通項目	横断 Part 5	国庫負担・国庫補助	主要な法律の国庫負担・国庫補助	○費用の種類と国庫負担・国庫補助③ ・育児休業給付／育児休業給付金	○費用の種類と国庫負担・国庫補助③ ・育児休業等給付／育児休業給付 ・下記を追加 ・育児休業等給付：「出生後休業支援給付・育児時短就業給付に要する費用、これらの給付に關する事務の執行に要する経費」に対する国庫負担＝子ども・子育て支援納付金（令和8～10年度は子ども・子育て支援特例公債の発行収入金）
保険給付	横断・縦断 Part 2	障害に関する保険給付①	横断 障害基礎年金と障害厚生年金 その1	○保険料納付要件 ・特例：初診日が令和8年～	○保険料納付要件 ・特例：初診日が令和18年～
保険給付	横断・縦断 Part 3	死亡に関する保険給付①	横断 ①死亡に関する主な給付	○被保険者が死亡した場合の主な給付 ・支給額：労災法 31万5,000円＋給付基礎日額の30日分	○被保険者が死亡した場合の主な給付 ・支給額：労災法 33万円＋給付基礎日額の30日分
保険給付	横断・縦断 Part 4	老齢に関する保険給付⑦	横断 ③老齢基礎年金と老齢厚生年金（年月日別整理）	○国民年金の年月日別整理②・厚生年金保険法の年月日別整理② ・令8.4.1前～	○国民年金の年月日別整理②・厚生年金保険法の年月日別整理② ・令18.4.1前～
保険給付	横断・縦断 Part 4	老齢に関する保険給付⑧	縦断 ①60歳前半の老齢厚生年金・②老齢厚生年金	○在職老齢年金（60歳代前半・60歳代後半共通） ・（ブレーション部分）：～なお、令和6年度の支給停止調整額は、50万円です。	○在職老齢年金（60歳代前半・60歳代後半共通） ・（ブレーション部分）～なお、令和8年度の実給停止調整額は、65万円です。
保険給付	横断・縦断 Part 6	その他の給付③	縦断 ①介護補償給付・②二次健康診断等給	○介護補償給付の詳細②～支給額 ・支給額＞親族等による介護を受けた日がある：②③④すべて 85,490円（42,700円）	○介護補償給付の詳細②～支給額 ・支給額＞親族等による介護を受けた日がある：②③④すべて 90,790円（45,400円）

■問題への影響範囲
対象問題については、以下のとおり改訂／訂正を実施とさせていただきます。対象章には本対応の旨、注記を追加しています。

Shikaku Pass分野名	Shikaku Pass科目名	Shikaku Pass章名	対象問題	訂正前の内容	訂正後の内容
共通項目	横断 Part 3	待機【肢別問題】	待期（問題2/2）	・被保険者が令和7年2月3日の～ 出典：健保法 R7	・被保険者が令和8年2月3日の～ 出典：健保法 R7改
財務・会計	横断 Part 5	保険料①②【肢別問題】	保険料（問題1/6）	○問題 一般の事業について、雇用保険率が1,000分の15.5であり、二事業率が1,000分の3.5のとき、事業主負担は1,000分の9.5、被保険者負担は1,000分の6となる。 出典：雇用法 R5 ○解説 令和5年度の～	○問題 一般の事業について、雇用保険率が1,000分の13.5であり、二事業費充当徴収保険率が1,000分の3.5のとき、事業主負担は1,000分の8.5、被保険者負担は1,000分の5となる。 出典：雇用法 R5改 ○解説 令和8年度の～
保険給付	横断・縦断 Part 2	障害に関する保険給付①～⑤【肢別問題 その1】	障害に関する保険給付（問題7/9）	○問題 令和6年度の障害等級1級の障害基礎年金の新規裁定者に係る額は、780,900円 ・支給額＞親族等による介護を受けた日がある②16,000円の～	○問題 令和8年度の障害等級1級の障害基礎年金の新規裁定者に係る額は、780,900円に改定率を乗じて得た額を100円未満で端数処理した847,300円の～
保険給付	横断・縦断 Part 3	出産①②／死亡①～⑤に関する保険給付【肢別問題 その1】	出産／死亡に関する保険給付 1（問題8/8）	○問題・解説 ～31万5,000円に～ 出典：労災法 H18	○問題・解説 ～33万円に～ 出典：労災法 H18改
保険給付	横断・縦断 Part 3	出産①②／死亡①～⑤に関する保険給付【肢別問題 その1】	出産／死亡に関する保険給付 4（問題6/7）	○問題 ～死亡日が令和8年4月1日前にあり、～ 出典：厚年法 H16	○問題 ～死亡日が令和18年4月1日前にあり、～ 出典：厚年法 H16改